

**BE KOBE**

**資料4**

福祉環境委員会  
(福祉局)  
令和2年6月18日

**令和3年度  
国家予算に対する提案・要望  
【福祉局抜粋】**



**神戸市**

# 提案・要望項目

---

## | 新型コロナウイルス感染症対策項目

III. 市民生活を守るための取組みの推進 .....	2
-----------------------------	---

## | 重点項目

IX. 保健・福祉・医療の充実 .....	4
-----------------------	---

## | その他項目

I. まちの活力の創出 .....	12
II. 安全・安心なまちづくりの推進 .....	13
IV. 保健・福祉・医療の充実 .....	14

# 新型コロナウイルス 感染症対策項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

## Ⅲ. 市民生活を守るための取組みの推進

»厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 外出自粛等に伴う経済活動の停滞により、収入が減少し、家計が急激に悪化するなど、市民生活に大きな影響が生じており、迅速かつ手厚い支援が必要である。
- 新型コロナウイルスに感染した際に、特に重症化が懸念される高齢者・障害者の感染を防ぐため、介護・障害者サービス事業所における感染拡大防止策の強化や、感染者発生時の対応にかかる事業所への支援が必要である。

### 1) 市民生活の維持に対する支援の拡充

#### ○ 生活に困っている世帯に対する迅速な支援の実施

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活が困窮した世帯への支援を行うため、個人向け緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の支給対象の見直しが実施されている。
- 感染拡大については引き続き予断を許さない状況であることから、生活に困っている世帯や個人への支援が迅速に行われるよう、必要な制度を継続するとともに、必要に応じて拡充に向けた検討を続けられたい。併せて、住居確保給付金について要件緩和により対象者が増加し、市の財政負担が増大しており、国からの十分な財政措置が必要である。

#### ○ 高齢者・障害者の安全確保のための介護・障害者サービス事業所への支援

- 高齢者及び障害者は、新型コロナウイルスに感染した際に重症化が懸念される一方で、福祉サービス事業の継続は感染症対策が必要な状況下にあっても特に求められているところである。利用者が安全・安心に福祉サービスを利用できるよう、事業者の事業継続に向けた国による積極的な財政支援が必要である。
- 介護・障害者サービス事業所での感染拡大防止の観点から、マスクやガウン、アルコール消毒液といった衛生用品等の備蓄及び経常的な供給体制を確保するとともに、感染者発生時や濃厚接触者への対応を行った事業所への報酬上の加算の創設や、休業を余儀なくされた事業所への固定経費の給付などの財政支援制度の継続や拡充、並びに、学校園臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所等への運営費支援制度の確立が必要である。
- 家族等が感染した際に、濃厚接触者である在宅の高齢者・障害者を一時的に受け入れるために要する施設の借上げや福祉人材確保にかかる財政支援が必要である。

- |                     |       |              |
|---------------------|-------|--------------|
| 1) 福祉局 暮らし支援課長 若杉 穰 | _____ | 078-322-5217 |
| 福祉局 介護保険課長 林 秀和     | _____ | 078-322-6226 |
| 福祉局 障害者支援課長 奥谷 由貴子  | _____ | 078-322-5229 |

# 重点項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

## IX-1. 高齢者・障害者施策等の推進

»厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、本市においては、認知症「神戸モデル」として、認知症の早期受診を促進するための診断助成制度と認知症の方が起こした事故に対する救済制度を実施している。認知症の人とその家族等が安全にかつ安心して暮らし続けられるよう、社会全体で支える取組みをさらに促進する必要がある。
- 高齢化の進行、障害の重度化に伴い、福祉・介護サービスへのニーズが増大する中、これらサービスを担う人材の不足が喫緊の課題となっている。
- 認知能力の低下などに対する支援を推進する成年後見制度利用促進法が国において制定され、成年後見制度等の利用者数は今後もさらに大幅な増加が見込まれるため、財政措置の拡充や制度の強化が必要である。
- 障害のある人の高齢化や重度化が進む中、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた「親なき後対策」を見据えた障害のある人の暮らしを支える支援の取組みが必要である。

### 1) 認知症対策の充実

#### ○ 早期診断のための認知機能検診にかかる財政支援

●本市の認知症診断助成制度は、第1段階の認知機能検診と第2段階の認知機能精密検査（医療保険適用）の2段階方式で実施し、その財源は市民税均等割の上乗せにより対応している。

・継続的な制度運用ができるよう、第1段階の認知機能検診について、介護保険の地域支援事業もしくは新たな補助メニューの創設による財政支援

(参考) 神戸市認知症診断助成制度（平成31年1月28日開始）の概要

第1段階：認知機能検診	対象：65歳以上になる市民 内容：認知症の疑いが「ある」か「ない」かの検診
第2段階：認知機能精密検査	対象：第1段階で認知症の疑いが「ある」とされた方 内容：認知症かどうか、軽度認知障害を含めた病名の診断を行う。 ※医療保険適用。自己負担分について市から助成
財源	市民税均等割の上乗せ（事故救済制度と併せて400円/年）

## IX. 保健・福祉・医療の充実

### ○ 認知症の人が起こした事故に対する救済制度の創設及び認知症予防施策の充実

●事故救済制度については、国での制度化が見送られた結果本市独自で取り組んでいるが、一自治体ではスケールメリットが無く、継続的な制度運用に不安がある。また現在、認知症予防に関するエビデンスが十分でなく、予防に必要なサービスメニューが明確にされていない。

- ・事故救済制度について、全国的な救済制度の創設及び財政支援
- ・認知症予防について、必要なメニューを明確化した上で地域支援事業でのサービス創設やその他財政支援

## 2) 福祉人材確保の推進

### ○ 福祉人材の確保、離職防止のための適切な報酬設定

●介護及び障害福祉サービスに従事する福祉人材の給与については、他産業と比べ依然として格差があり、人材不足から事業所の運営に影響が生じている。

- ・令和3年度からの次期報酬改定において、人材確保や離職防止に資する報酬設定
- ・国による福祉人材の育成・定着の取組みの強化と自治体へのさらなる財政支援

## 4) 総合的な権利擁護体制の構築

### ○ 成年後見制度利用促進のための財政措置の拡充

●本人や親族等による成年後見申立てに関する支援制度（弁護士費用への補助等）が無いこと、市町村に設置する地域連携ネットワークの中核機関に対する財政措置が不十分であることから、成年後見制度の利用促進が停滞している。

- ・成年後見利用支援事業の補助対象拡充と中核機関に関する補助制度の見直し及び国における十分な予算の確保

(参考)

#### 【成年後見制度利用支援事業の概要】

対象の申立	市町村長が申立てを行った場合
対象経費	登記印紙代・精神鑑定料等の申立費用、後見人等への報酬
補助割合	国：地方＝1：1

#### 【市町村における中核機関の設置について】

根拠	成年後見制度利用促進基本計画
市町村の役割	①地域連携ネットワークの設立及び運営のため中核機関の設置、②市町村の利用促進計画策定、③審議会の設置
財政措置	交付税措置

### ○ 日常生活自立支援事業の制度強化

●福祉サービスの利用手続や金銭管理（預貯金の払出・預入、公共料金の支払等）を援助する日常生活自立支援事業について、実施主体である社会福祉協議会等での専門員の確保が難しいこと、特にコンプライアンスを理由とした金融機関との調整に時間を要することから、支援事務が停滞している。

- ・新たな実施主体の確保と財政支援、金融機関に対する制度周知と手続きの統一化の要請等、より簡素で迅速な支援制度の構築

## 5) 親なき後対策の強化

## ○ 高齢障害者に配慮した特別養護老人ホームの支援

- 重度障害を有する高齢者について特別養護老人ホーム入所や入所希望が増加しているが、施設側の財政的問題により、障害の特性に配慮した介護が十分に実施できないケースや、受入れを断られるケースが発生している。
- ・ 障害者生活支援体制加算制度の要件緩和

(参考)

## 【特別養護老人ホームにおける障害者生活支援体制加算制度の概要】

要件	I) 重度障害者を 15 名（または入所者総数の 30%）以上受入れ、かつ、常勤・専従の障害者生活支援員を 1 名以上配置 II) 重度障害者を入所者総数の 50% 以上受入れ、かつ、常勤・専従の障害者生活支援員を 2 名以上配置
加算	I) 26 単位/日 II) 41 単位/日
参考	神戸市内の特別養護老人ホームのうち、当該加算の対象となっている施設は無い

## 【神戸市特別養護老人ホームにおける障害者受入支援補助制度の概要】

要件	補助基準日からの 6 か月間で重度障害者を延べ 5 人以上受入れ、かつ、日中勤務する直接処遇職員のうち 1 名を障害者支援担当者として指名
補助	半期（上半期：4～9月、下半期：10～3月）につき、50 万円
参考	特別養護老人ホームにおける障害者の受入れを促進することを目的に、平成 30 年 10 月 1 日に施行

- 1) 福祉局 認知症対策担当課長 浜本 良枝 \_\_\_\_\_ 078-322-6562
- 2) 福祉局 介護保険課長 林 秀和 \_\_\_\_\_ 078-322-6226
- 福祉局 障害者支援課長 奥谷 由貴子 \_\_\_\_\_ 078-322-5230
- 4) 福祉局 暮らし支援課長 若杉 穰 \_\_\_\_\_ 078-322-5217
- 5) 福祉局 高齢福祉課長 稲田 浩司 \_\_\_\_\_ 078-322-5218

## IX-2. 生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策の推進

»法務省、厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 改正生活保護法及び生活困窮者自立支援法を実効性のある制度とするためには、ナショナルミニマムとして国の責任において十分な財源を確保するとともに、地方自治体の意見を反映しながら運用していく必要がある。

### 1) 生活保護業務の負担軽減

#### ○ ケースワーカーの負担軽減を図るための制度改正と財政措置

- ケースワーカーが取り扱う文書量は膨大であり、制度改正の影響で事務が複雑化し時間を要する中、本来力を入れるべき被保護者の自立支援や相談援助業務に支障が出ている。
  - ・ 文書類の押印廃止・年金機構との円滑なデータ授受といった ICT 化推進に資する制度改善
  - ・ ケースワーカーの事務負担軽減を目的としたシステム改修や外部委託化に対する財政支援

#### ○ 自治体における資産調査権限の強化と財政措置

- 資産調査における民間金融機関への調査に関して、コンプライアンスを理由に本人同意を条件とされる項目や、回答手数料を請求される事例が増えており、調査が停滞している。
  - ・ 金融機関に対する十分な制度周知と回答義務対象項目の拡大、調査手数料に対する財政支援等、制度の再構築

### 2) 医療扶助の抜本的な見直し

#### ○ 医療費の一部自己負担の導入など医療扶助適正化の推進

- 医療扶助費は生活保護費全体の約 50% を占め、高齢化に伴う悪化は今後も避けられず、自治体財政を大きく圧迫している。
  - ・ 生活保護世帯の医療保険加入、医療費の一部自己負担の導入も視野に、医療扶助の抜本的な見直しに向け、マイナンバーカードを活用するなどのモデル事業の実施

(参考) 医療扶助と医療保険制度の比較

	医療扶助制度	本市の国民健康保険制度
保険料負担	無し (加入不可)	低所得者であっても一定負担
医療費負担	全額公費負担	一部自己負担あり
本市の 1 人あたりの医療費 (平成 30 年度実績)	630,499 円	325,922 円

### 3) 生活困窮者自立支援制度の充実

#### ○ 自立相談支援事業における国庫負担上限設定の撤廃

- 自立相談支援事業については、本市の総事業費に比して国の補助額が3/4の割合を下回っており、財政支援が不十分である。
  - ・ 人口区分による国庫負担上限額の撤廃、総事業費に対する補助率の設定

(参考) 自立相談支援事業の概要

補助基本額	人口150～160万人未満：160,000千円 ※令和元年度は1.2倍の経過措置あり160,000千円→192,000千円
補助割合	国：地方＝3：1
参考	本市の令和2年度総事業費：233,774千円（×3/4＝175,330千円）

#### ○ 学習支援事業及び就労準備支援事業における対象経費の拡充

- 学習支援事業及び就労準備支援事業に関して、生活困窮者が負担する交通費や、民間の取組みに対する財政支援がなく、困窮の連鎖の解消に支障が出ている。
  - ・ 事業の参加にかかる交通費や、民間における学習支援事業と類似の事業に対する地方自治体の支援について補助対象の拡充

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 1) 2) 福祉局 保護課長 渋谷 和宣 | 078-322-5201 |
| 3) 福祉局 くらし支援課長 若杉 穰  | 078-322-5217 |

## IX-3. 単身世帯の急増に伴う新たな社会福祉施策の展開

»法務省、厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 少子化や生涯未婚率の上昇、核家族化などの社会環境の変化による単身世帯の増加は顕著であり、本市においても単身世帯は約28万世帯に上り、今後もさらに増加していくことが予測されている。
- 本市では、身寄りのない人が死亡した場合の残余遺留金について保管の根拠を定めた「神戸市遺留金条例」を平成30年4月1日に施行した。
- 保管以外の残余遺留金の取扱いについて、根本的解決を図るためには国の制度改正が不可欠である。

### 1) 遺留金に関する制度構築

#### ○ 地方自治体が行う相続人調査の負担軽減

- 民法に基づく相続財産管理人選任申立手続では、被葬者に代襲相続人を含めた全ての相続人が存在しないことを調査する必要があるため、地方自治体の事務負担が大きく、迅速な対応が不可能である。
  - ・ 地方自治体が行う選任申立に関して、調査範囲の限定（例：配偶者・直系血族・兄弟姉妹のみとする）、若しくは一定期間の公告をもって調査に代える等の制度改正

#### ○ 遺留金の帰属先を地方自治体へと変更

- 独居死亡人については、地方自治体において、遺体の引取り・葬祭の執行・相続人調査・相続財産管理人選任申立手続等を担っており、件数増加に伴い、自治体の負担が大きくなっている。
  - ・ 遺留金（の最終残余金）の帰属先を国から地方自治体へ変更するとともに、自治体が保管する遺留金について自治体の裁量による活用を認める旨の法改正

#### ○ 遺留金の取扱いに関する根拠法の早急な整備

- 予納金額に満たない少額遺留金は、相続財産管理人制度の手続きができず、地方自治体は法律に根拠なく歳入歳出外現金として保管し続けることを余儀なくされており、その最終的な処分方法も明確ではない。
  - ・ 少額の遺留金の処分に関し、地方自治体に帰属させることも含めた早急な法整備

## IX. 保健・福祉・医療の充実

---

(参考) 神戸市遺留金取扱条例(平成30年4月1日施行)の概要

目的	遺留金の適正な取扱いに関し必要な事項を定める
遺留金の保管	遺留金は、地方自治法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金として保管するものとする。
調査費用	身寄りなき死亡者にかかる相続人その他の遺留金の引渡しを受ける権利を有する者の所在について可能な範囲内で調査を行い、その調査に要する費用は遺留金をもって充てる。

# その他項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

---

# 1. まちの活力の創出

»厚生労働省

## 15) 雇用対策のさらなる推進

### ○ 障害者の超短時間雇用及び在宅就労の推進に向けた制度の拡充

●雇用促進に向けては多様な働き方の創出が求められるが、週 20 時間未満の超短時間労働者は雇用率制度の対象外であることから企業へのインセンティブが働きにくく、また、在宅就労者への業務発注に対する企業への支援制度も十分に活用されていない。

- ・雇用率制度の対象拡充
- ・在宅就労に関する支援制度の要件緩和や新たな仕組みづくり

---

## II. 安全・安心なまちづくりの推進

»内閣府、国土交通省

### 2) 被災者生活再建支援制度の充実

#### ○ 対象となる自治体の世帯数要件の撤廃及び支援金支給対象の拡大

- 被災者生活再建支援法に基づく支援金支給制度は、同様の住宅被害でも属する自治体によっては対象外となり得ること、また大規模補修・解体を伴わない半壊や住宅以外の生活基盤被害については対象外であることから、被災者救済・迅速な生活再建に支障が出ている。
- ・被災者生活再建支援制度について、被害規模要件の撤廃及び対象者の要件緩和

### 4) 「ユニバーサルデザイン」のまちづくりの推進

#### ○ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の達成に向けた鉄道駅のバリアフリー化にかかる事業費の確保

- 鉄道駅舎のバリアフリー化にかかる国からの補助の現状は、実質支給割合が 1/3 を下回り、3,000 人未満の駅等に対しては事実上補助が行われず、鉄道事業者への支援が不十分である。

#### ○ 視覚障害者等にとってリスクが高い鉄道駅へのホームドア・可動式ホーム柵整備に対する財政支援の拡充

- ホームドア・可動式ホーム柵の整備にかかる国からの補助の現状は、1 日平均乗降客数 10 万人未満の駅に対しては事実上補助が行われず、鉄道事業者への支援が不十分である。
- ・国における十分な事業費の確保、特に視覚障害者・肢体障害者等にとって危険性が高い駅についての優先的な取扱い

## IV. 保健・福祉・医療の充実

»法務省、厚生労働省

### 2) 障害者等に対する保健福祉施策の充実

#### ○ 制度改正の円滑な実施のための適切な財政支援及び速やかな情報提供

- 障害者施策の制度改正や報酬改定について、必要となるシステム改修への財政措置が十分ではなく、具体的な事務手順の通知も改正施行直前であることから、自治体での事務に遅滞を招いている。
  - ・制度改正時に伴う適切な財政措置と十分な準備期間の確保
  - ・自治体の負担軽減のため、国主導で全国統一のパッケージシステムの開発

#### ○ 重症心身障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所の加算制度の拡充

- 医療的ケアの必要な重症心身障害者の日中活動支援について、人員配置体制に関する報酬体系が十分ではなく、看護師をはじめとする人員配置や体調不安定による欠席率が現状の欠席時対応加算では見合わないことが、生活介護事業所の大きな負担となっており、重症心身障害者の受入れが厳しくなっている。
  - ・生活介護にかかる人員配置体制加算の配置比率の引上げ
  - ・重症心身障害者の欠席率や送迎時の看護師添乗を考慮した加算制度の拡充

#### ○ 地域生活支援事業にかかる自治体の超過負担の解消

- 「地域生活支援事業」については規定の1/2補助率を実質的に大きく下回っており、自治体の財政的負担は大きく、結果として自治体格差が生じるとともに、十分なサービス給付に支障が出ている。
  - ・特に移動支援事業等の全国一律に実施すべき取組みについて、「自立支援給付事業」と位置付け
  - ・その他の施策に対しても国において十分な事業費を確保

#### ○ 日中サービス支援型グループホームの整備に対する財政支援の拡充

- 日中サービス支援型の共同生活援助（グループホーム）は重度障害者等を対象としており、特殊浴槽等、その整備において他のグループホームよりも事業者の財政的負担が大きく、整備が進んでいない。
  - ・社会福祉施設等施設整備費補助における共同生活援助の補助基準額に、日中サービス支援型を整備する場合の加算制度を創設するなど、財政支援の拡充

#### ○ グループホームの消防法施行令適合等に必要な改修に対する財政支援の拡充

- 消防法施行令の改正により、スプリンクラーなどの消防設備の設置基準が強化され、特にグループホームにおいて事業者の負担が大きく、整備が進みにくい。
  - ・社会福祉施設等施設整備費補助におけるスプリンクラー設備等の補助について、特に重度の障害者を受け入れているグループホームについては、補助率の引上げによる事業者負担の軽減や、事業費や対象事業にかかる補助基準の緩和など、さらなる財政支援の拡充

---

## ○ 制度的理由で障害基礎年金を受給できない外国人障害者等に対する救済措置の実施

- 国民年金法の国籍要件撤廃時（昭和 57 年 1 月 1 日）、障害基礎年金を受給できない在日外国人障害者等への救済措置が講じられずに制度的無年金者が生じており、これまでの間、重度・中度障害者に対する給付金を市負担で支給している。
  - ・制度的無年金者を救済のための法整備

## 3) 医療保険制度の安定化

### ○ 国民健康保険が抱える構造的な課題の解決に必要な財政措置

- 国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な課題を抱え、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、財政は非常に厳しい状況にある。
  - ・国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国において医療保険制度の一本化の検討を進め、それまでの間、さらなる国費追加等の財政措置

### ○ 在留資格審査基準への保険料納付要件の早急な適用拡大と随時確認

- 外国人留学生の保険料の納付状況は極めて低く、本市国民健康保険の収納率を悪化させている。
  - ・外国人留学生について、特定技能外国人と同様に在留資格更新許可等申請時に国民健康保険料納付を要件化するとともに、毎年収納状況を確認する手順を制度化



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization



City of Design  
**KOBE** 

Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2008